

障がいのある方などが対象 各種手当の所得状況届は期間内に!

各手当とも支給制限や所得制限がありますので、詳しくは、各担当までお問い合わせください。

提出期間 8月10日(木) から9月11日(月)まで ※平日午前8時30分から午後5時15分まで受付

特別障害者手当・障害児福祉手当

障がいの程度が著しく重度の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい児(者)の方に支給されます。

現在、手当を受給されている方には、今月、市から関係書類を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、市介護福祉課にご持参ください。

■持参物

所得状況届、現況報告書、マイナンバー確認書類、令和3年分の年金額が証明できるもの(公的年金受給者のみ)

※所得状況届と現況報告書は今月初旬送付予定です。

届出・問

市介護福祉課 障がい福祉担当(市役所1階⑨番窓口)

☎32・2279 / FAX35・0272

✉s-kaigo@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

特別児童扶養手当

精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいがある20歳未満の児童を在宅で監護・養育する保護者などに支給されます。

ただし、児童福祉施設などに入所している児童や障がいのため公的年金を受給している児童は該当しません。

現在、手当を受給されている方は、所得状況届の提出が必要です。対象者には今月、案内通知を送付しますので、市児童福祉課にご提出ください。

■持参物

特別児童扶養手当証書、その他添付書類

届出・問

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114 / FAX32・3738

✉jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

国民年金保険料を納付書で
納付されている方へ

口座振替による納付がお得で便利です

口座振替(預貯金口座からの引き落とし)による前納制度をご利用されますと、保険料を“**お得**”に納付することができ、納め忘れがなく**便利**です。この機会にぜひ『口座振替納付』されることをお勧めします。ご希望の方には申込用紙をお送りしますので、徳島南年金事務所までご相談ください。

2年前納が
1番お得!!

口座振替で2年分をまとめて納付されると、毎月納付書で納付するより**最大16,100円割引**されます(令和5年度の場合)。

毎月納付であっても当月末に引き落としすることで**50円(年間600円)割引**されます。

ご本人様以外の方の口座からも引き落としすることができます。

たとえば
令和5年度
の場合...

口座振替方法

6ヵ月前納

保険料額

97,990円

割引額

1,130円

申込期限

→ 令和5年8月末

1年前納

194,090円

4,150円

→ 令和6年2月末 ※

2年前納

385,900円

16,100円

→ 令和6年2月末 ※

●10月末に6ヵ月分を一括引き落とし。
●4月末に1年分を一括引き落とし。
●4月末に2年分を一括引き落とし。



前納(2年/1年)の申込を希望される方

■令和5年度の申込はすでに終了しています。(令和6年2月末までにお手続きをいただくと令和6年4月分から前納が開始されます。)

■それまでの間は定額保険料が引き落としされますので、毎月の保険料の納め忘れがなく便利です。

※すでに納付書により令和6年3月分までの保険料を納付済みの方は、令和6年4月末から引き落としが開始されます。

■納付書でのまとめ払いによる割引はいつでも申し込みができます。(割引額は口座振替納付の場合と異なります。)

問 日本年金機構 徳島南年金事務所(徳島市山城西4-45) ☎088・652・3114 / FAX088・654・0219
市保険年金課 年金担当(市役所1階③番窓口) ☎32・4120 / FAX35・0173